

追 加

企画県土警察常任委員会資料

(平成23年1月21日)

- 1 境港の総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）指定について
【空港港湾課】 1ページ

県 土 整 備 部

境港の総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）指定について

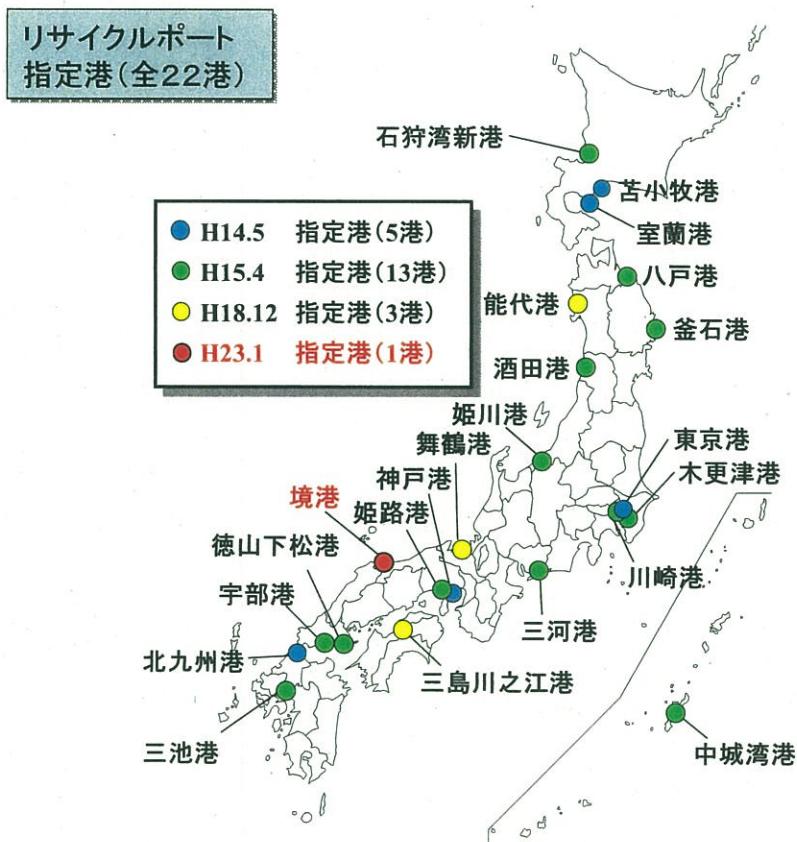
平成23年1月21日
空港港湾課
境港管理組合

1. 概要

境港が総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）に指定されることとなりました。（平成23年1月20日 国土交通省港湾局発表）

今回の指定により、境港が西日本の日本海側における静脈物流拠点として機能し、リサイクル貨物の海上輸送への転換と背後圏域のリサイクル産業の発展が期待されます。

なお、国土交通省において指定証の交付式が行われる予定です（日程は調整中）。



2. 今後の対応

- (1) 「境港リサイクルポート推進協議会（仮称）」を設置し、更なる西日本の日本海側のリサイクル企業等の連携強化を図る。
- (2) 循環資源のニーズ等を勘案し、規制緩和や積替保管施設等の港湾施設整備を行う。

※総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）とは

- ・港湾を活用した静脈物流の促進による循環型社会の構築に向けた取組として、循環資源の広域流動の拠点となる港湾をリサイクルポートに国が指定するもの。
- ・港湾施設整備などに対する国の支援が受けられる。